

## 公益財団法人伊東市振興公社役員等の報酬及び旅費規程

平成 25 年 4 月 1 日制定

### (目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人伊東市振興公社（以下「公社」という。）定款第 13 条及び第 29 条の規定に基づき、評議員、理事及び監事(以下「役員等」という。)に対する報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

### (役員等の報酬)

第 2 条 役員等が職務を行うときは、その従事した日数について報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は次のとおりとする。

役員等	報 酬 額
理事	日額 5,000 円
監事	日額 5,000 円
評議員	日額 5,000 円

### (報酬の特例)

第 3 条 前条の規定にかかわらず、伊東市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 383 号）に規定する職員（以下「伊東市職員」という。）の身分を有する役員等については、報酬は支給しない。

### (旅費)

第 4 条 役員が、公社の用務により旅行したときは、伊東市議会議員等の報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例(昭和 22 年条例第 3 号)の例により、同条例に規定する議員等に支給する額を支給する。ただし、伊東市職員としての身分を有する役員については、伊東市職員等旅費支給条例(昭和 25 年条例第 106 号)の例により、同条例に規定する職員等に支給する額を支給する。

### (補則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

- 1 この規程は、公益財団法人伊東市振興公社の設立の登記があった日から施行する。
- 2 財団法人伊東市振興公社役員等の報酬及び旅費規程（平成 11 年 3 月 29 日制定）は、廃止する。